

懲戒処分の公表について（令和８年度第２四半期分）

令和８年１０月１日発表

岩泉町職員の懲戒処分等の公表基準に基づき、次のとおり発表します。

件数：１件

【事案】

- １ 処分年月日 令和８年８月２６日
- ２ 処分内容 懲戒処分 減給１月（給料月額１０分の１）
- ３ 被処分者 消防防災課 室長級職員 ４０歳代
- ４ 事案の概要 公用物処理不適正

被処分者は、令和８年５月、消防防災課内の事務処理において、公金にて購入及び配置している消防団の消火用ホース等の適切な廃棄処分に対する上司の指示を待たず、また適正な処理手順を経ず、不用ホースの金具部分を切り離して２回にわたり業者に売却し、課内職員が共有で使用するための物品を購入するなど不適切な処理を行ったことから町規定により処分を行ったもの。

５ 管理監督者の処分

被処分者の所属課の課長級職員、総括室長級職員及び室長級職員それぞれ１名を戒告とした。